

# 今後の「はつらつ職場づくり」の取組について

第3期(平成22~24年度)まで

(1) はつらつ職場づくり推進会議

- ・ 講演会

(2) はつらつ職場づくり宣言

新規

今後

廃止

今後は、

- ・ 岐阜地方労働審議会(年2回)
- ・ 労働災害防止団体連絡協議会(年1回)

において、取組状況の報告を行政から行うとともに、提言をいただく。

また、岩田座長には「顧問」に就任していただき、取組の推進について、助言をいただく。

(1) はつらつ職場づくりセミナー

※ 年1回開催(11月)

(2) はつらつ職場づくり宣言

※ 500事業場をめざし、引き続き、推進する。

(3) はつらつ職場づくりキャンペーン期間(仮称)

※ 11月をキャンペーン期間とし、重点的な取組を推進する。

## はつらつ職場づくりキャンペーン期間(仮称)の実施事項

※ 毎年11月を「はつらつ職場づくり推進キャンペーン期間」とし、次の取組を行います。

### (1) はつらつ職場づくりセミナー等の開催

- はつらつ職場づくりの意義を幅広く周知するためのセミナーやワークショップを開催する。

### (2) 「はつらつ職場づくり宣言」の実施勸奨

- 行政、労使団体、関係団体の連携を図り、未宣言事業場に対する実施勸奨を集中的に行う。

### (3) はつらつ職場づくりのための啓発・指導

- 労働時間管理の適正化・過重労働による健康障害防止対策の推進を図るため、① 労使団体への取組要請、② 市町村、業界団体を通じた県内企業や家庭等への周知啓発を行う。
- 労働時間管理の適正化・過重労働による健康障害防止を推進するため、企業に対する集中的な指導を実施する。

### (4) 相談窓口の設置

- 不払残業、長時間労働、長時間労働に伴う脳・心臓疾患・精神障害、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに悩む労働者・家族を対象にした相談窓口を設置する。